

契約の方法に関する定め

会計規程（平成29年2月1日規程第1号）抄

第7章 契約

（契約の方法）

第27条 機構の契約は、一般競争入札によることを原則とする。

（指名競争入札）

第28条 機構の契約が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争入札の方法によることができる。

- （1）契約の性質又は目的により、競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要がないと認められるとき。
- （2）一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- （3）契約に係る予定価格が別に定める額を超えないとき。

（随意契約）

第29条 機構の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- （1）契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
 - （2）緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - （3）競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - （4）契約に係る予定価格が別に定める額を超えないとき。
 - （5）機構の事業運営上必要があるものとして、別に定める契約に該当するとき。
- 2 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として2名以上の者から見積書を提出させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、図書、定期刊行物その他その性質上見積書の徴求を省略しても支障がないと認められたものに係る契約については、これを省略することができる。

（予定価格）

第30条 契約等担当役及び資金前渡役（以下「契約等担当役等」という。）は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格書の作成を要しないと認められるものについては、予定価格書の作成を省略することができる。

(保証金)

第31条 契約等担当役等は、競争に加わろうとする者から入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(落札者の決定)

第32条 競争入札に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とするものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。

(1) 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 契約の相手方となるべき者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、その性質又は目的から同項の規定により難しい契約については、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをしたものを契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第33条 契約等担当役等は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、簡易な契約については、別に定めるところにより、見積書又は請書をもって契約書に代えることができる。

(検査)

第34条 契約等担当役等は、物件の購入その他の契約を締結した場合には、適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了を確認するため、別に定めるところにより、必要な検査をしなければならない。

(長期継続契約)

第35条 契約等担当役等は、別に定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(複数年度契約)

第36条 契約等担当役等は、契約の性質又は目的により必要と認めるときは、複数年度にわたる契約を締結することができる。

会計規程実施細則（平成29年2月1日細則第1号）抄

第5章 契約

(入札の公告)

第11条 契約等担当役は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公衆の閲覧に供する方法により公告しなければならない。ただし、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合及び急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 契約等担当役は、一般競争に加わろうとする者の欠格条件を定め、これに該当する者の参加を制限することができる。
- 3 契約等担当役は、必要があると認めるときは、一般競争に加わろうとする者に必要な資格を定めることができる。

(指名競争に付することができる場合)

第12条 規程第28条第3号の規定により指名競争に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
 - (5) 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第13条 規程第29条第1項第4号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 2 規程第29条第1項第5号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
 - (2) 運送又は保管をさせるとき。
 - (3) 官公署と契約するとき。
 - (4) 外国で契約するとき。
- 3 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(落札者決定の特例)

第14条 契約等担当役は、規程第32条第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難しい契約について、価格その他条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者としようとするときは、あらかじめ理事長の承認を経なければならない。

(契約書の記載事項)

第15条 規程第33条の規定により作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
 - (3) 監督及び検査
 - (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金（次項に規定するものを除く。）その他の損害金
 - (5) 危険負担
 - (6) 瑕疵担保責任
 - (7) 契約に関する紛争の解決方法
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項に規定するもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた予算の執行に係る契約には、談合等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。））に違反し、

公正取引委員会から排除措置命令等を受け又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項に規定する刑罰を受ける事態をいう。）に係る違約金に関する事項を記載しなければならない。ただし、契約等担当役が違約金に関する事項を付する必要がないと認められるときは、この限りではない。

（契約書の作成を省略することができる場合）

第16条 規程第33条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）契約金額が150万円を超えない契約をするとき。
- （2）物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- （3）随意契約をする場合で、契約等担当役が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

（請書等の徴取）

第17条 前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が60万円を超える契約をするときは、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（検査等の方法）

第18条 物件の購入その他の契約について給付の完了を確認するため、契約等担当役又は資金前渡役（以下「契約等担当役等」という。）から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならない。

- 2 工事又は製造等についての請負契約にあつては、契約等担当役等から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

（検査調書等の作成）

第19条 検査職員は、検査を完了した場合においては、次条に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。
- 3 監督職員は、契約等担当役等の要求に基づき又は随時に、監督の結果について監督報告書を作成しなければならない。

（検査調書の作成等を省略することができる場合）

第20条 物件の購入その他の契約について給付の完了の確認をする場合であ

って、契約金額が200万円を超えない契約に係るものであるときは、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

- 2 物件の購入に係る契約のうち、購入に係る単価が20万円に満たないもので構成されるものについては、数量以外の検査を省略できるものとし、当該数量検査は適宜の方法で行って差し支えないものとする。

(検査等に関する事務)

第21条 検査又は監督の実施についてその細目は、機構における契約履行上の監督及び検査事務取扱規則によるものとする。

(長期継続契約ができるもの)

第22条 契約等担当役等は、規程第35条の規定により、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が供給する電気
- (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者が供給するガス
- (3) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第3項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者が供給する水
- (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務(電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその設置する電気通信設備を専用させて提供する電気通信役務のうちテレビジョン放送中継に係るもの及び同法附則第5条第2項の規定により電気通信役務とみなされた電報の取扱いの役務を除く。)

(複数年度契約)

第23条 規程第36条の規定により、複数年度契約とすることができる契約は次のとおりとする。

- (1) 土地建物の賃貸借
 - (2) システム等運用保守業務委託
 - (3) リースによる機器等の調達
 - (4) 購入及びリースによる機器等の保守
 - (5) その他契約担当役等が適当と認める場合
- 2 複数年度契約を締結する場合であっても、契約金額の定めを年度毎に定めるものとする。